

北広島市食育推進計画

1. 現計画 北広島市食育推進計画の概要

(1) 計画の期間 平成24年度～平成28年度の5年間

(2) 計画の構成

食育に関する基本的な事項を定めるとともに、食育を具体的に推進するための総合的な指針としての位置づけである。

市民の食育を推進するため、基本理念のもと、実現に向けた6つの基本目標と目標に対する目標数値を定めている。

7つのライフステージごとに家庭、保育園や幼稚園、小中高校、地域や生産者・事業者、行政が取り組む内容で構成。

6つの基本目標

目標	指標	目標値
●食事は楽しみながらおいしく	朝食や夕食を家族と一緒に食べる回数	データなし→10回/週
●規則正しい生活リズムの確立	朝食をとる人の割合	小・中学生 85%→100% 18歳以上 85%→90%
●栄養バランスのとれた食生活の実践	適切な食事、運動等を継続的に実践している人の割合	29%→50%
●食べ物の大切さを知り、自然の恵みに感謝する	食事の前後に挨拶をいつもする人の割合	小・中学生 76%→100% 18歳以上 51%→100%
●地元食材の活用	道内産の野菜をよく購入する人の割合	58%→70%
●食の情報を得て、知識・技術を身につける	・食の安全に関する知識を持っている人の割合	69%→90%
	・食育の言葉も意味も知っている人の割合	55%→90%

7つのライフステージ

- 妊産期（胎児期） ●乳幼児期（0～5歳） ●学齢期（6～15歳）
- 青年期（16～24歳） ●壮年期（25～44歳） ●中年期（45～64歳）
- 高齢期（65歳以上）

2. 第2次計画の策定

現計画は平成28年度で終期となるため、次期計画である第2次計画を策定する。

第2次計画の策定にあたっては、国の「第3次食育推進基本計画（平成28年3月18日に決定）」及び北海道食育推進計画（第3次）「どさんこ食育推進プラン（平成26年3月）」に沿って検討を行う。

3. 計画の位置づけ

食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画とする。

食育推進基本法第18条第1項

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下『市町村食育推進計画』という。）を作成するように努めなければならない。

4. 計画の期間

- ・本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間を基本とする。
- ・市の総合計画や健康づくり計画などの諸計画と整合性を図るものとする。